

議案第1号

倉敷情報学習センター条例施行規則の改正について

倉敷情報学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年1月21日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷情報学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

倉敷情報学習センター条例施行規則（平成5年倉敷市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「月曜日」を「日曜日」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

GIGAスクール構想の運用開始により、学校等への対応が多くなることが予想されることに伴い、倉敷情報学習センターの週休日を、月曜日から日曜日に変更し、学校等への対応をより円滑に行うことができるようにするため、規則を改正するものである。

倉敷情報学習センター条例施行規則（平成5年倉敷市教育委員会規則第8号）新旧対照表

新	旧
(開館時間) 第2条 倉敷情報学習センター（以下「情報学習センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。 2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。 (休館日) 第3条 情報学習センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) 毎週<u>日曜日</u> (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日 (3) 年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで。前2号に掲げる日を除く。） 2 前項第1号に掲げる日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日でない日とする。 3 教育委員会が必要と認めるときは、前2項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができる。	(開館時間) 第2条 倉敷情報学習センター（以下「情報学習センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。 2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。 (休館日) 第3条 情報学習センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) 毎週<u>月曜日</u> (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日 (3) 年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで。前2号に掲げる日を除く。） 2 前項第1号に掲げる日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日でない日とする。 3 教育委員会が必要と認めるときは、前2項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができる。